令和８年第１回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議　　案　　書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目　次

議案第１号　令和７年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）・・・

議案第１号

令和７年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）

令和７年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 316,052 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,953,225 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月 13 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2,143,102	△127,680	2,015,422
	1 負担金	2,143,102	△127,680	2,015,422
2 国庫支出金		362,953	306,913	669,866
	1 国庫補助金	362,953	306,913	669,866
5 繰越金		124,315	136,819	261,134
	1 繰越金	124,315	136,819	261,134
歳入合計		2,637,173	316,052	2,953,225

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,280,398	316,052	1,596,450
	1 総務管理費	1,280,055	316,052	1,596,107
歳出合計		2,637,173	316,052	2,953,225

議案第２号

令和７年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和７年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,427,271 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,102,026,821 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月 13 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		6,172	2	6,174
	1 財産運用収入	6,172	2	6,174
9 繰越金		13,890,292	17,427,269	31,317,561
	1 繰越金	13,890,292	17,427,269	31,317,561
歳入合計		1,084,599,550	17,427,271	1,102,026,821

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		6,173	2	6,175
	1 基金積立金	6,173	2	6,175
9 予備費		1	17,427,269	17,427,270
	1 予備費	1	17,427,269	17,427,270
歳出合計		1,084,599,550	17,427,271	1,102,026,821

議案第３号

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月 13 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

提案理由

行政手続法（平成５年法律第 88 号）の改正に準じて、聴聞の通知の公示送達のデジタル化を図るとともに、法との整合を図る観点等から、既に行政手続法に定めがある行政指導の中止等の求めに係る規定等を定めるために必要な条例の改正を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年広域連合条例第６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に、

「 第５章　届出（第36条）　を
　第６章　雑則（第37条）　」

「 第５章　処分等の求め（第37条）　に改める。
　第６章　届出（第38条）
　第７章　雑則（第39条）　」

第３条中「第４章」を「第５章」に、同条第４号中「名あて人」を「名宛人」に、同条第５号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第15条第３項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の１項を加える。

４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を広域連合長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第22条第３項中「第15条第３項」の次に「及び第４項」を、「同条第３項」の次に「及び第４項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参

加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、「「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に、「同条第３号」を「第28条第３号」に、「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に、「第15条第３項後段」を「第15条第４項後段」に改める。

第33条中第３項を第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

⑴　当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

⑵　前号の条項に規定する要件

⑶　当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第６章中第37条を第39条とする。

第６章を第７章とする。

第５章中第36条を第38条とする。

第５章を第６章とし、第４章の次に次の１章を加える。

第５章　処分等の求め

（処分等の求め）

第37条　何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1)　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2)　法令に違反する事実の内容

(3)　当該処分又は行政指導の内容

(4)　当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項

(5)　当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6)　その他参考となる事項

3　当該行政庁又は広域連合の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第４章中第35条を第36条とし、第34条の次に次の１条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1)　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2)　当該行政指導の内容

(3)　当該行政指導の根拠となる法律又は条例の条項

(4)　前号の条項に規定する要件

(5)　当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6)　その他参考となる事項

3　当該広域連合の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとら

なければならない。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第15条の改正規定、第16条の改正規定、第22条の改正規定及び第29条の改正規定は、同年５月21日から施行する。

議案第４号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

提案理由

令和７年８月の人事院勧告を踏まえた職員の給与改定等を行うために必要な条例の改正を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第２項第２号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「１万円」を「１万400円」に改め、同号オ中「１万2,900円」を「１万3,500円」に改め、同号カ中「１万5,800円」を「１万6,600円」に改め、同号キ中「１万8,700円」を「１万9,700円」に改め、同号ク中「２万1,600円」を「２万2,800円」に改め、同号ケ中「２万4,400円」を「２万5,900円」に改め、同号コ中「２万6,200円」を「２万9,100円」に改め、同号サ中「２万8,000円」を「３万2,300円」に改め、同号シ中「２万9,800円」を「３万5,500円」に改め、同号ス中「３万1,600円」を「３万8,700円」に改める。

第20条第２項中「100分の125」を「、６月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第23条第２項中「100分の105」を「、６月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,400	247,700	282,800	317,100	340,500	375,500	430,700	483,100
2	201,600	249,100	283,900	318,700	342,300	377,200	432,600	488,500
3	202,800	250,500	284,900	320,100	344,200	378,900	434,600	493,500
4	203,900	251,900	285,900	321,500	345,900	380,500	436,400	498,200
5	205,000	253,400	286,900	323,000	347,600	382,100	438,200	502,300
6	206,800	254,800	288,000	324,100	349,400	384,000	440,100	505,800
7	208,400	256,200	288,900	325,100	351,100	385,500	441,900	508,800
8	210,100	257,700	289,900	326,400	352,800	387,200	443,800	511,300
9	211,600	259,100	290,900	327,600	354,400	388,500	445,400	513,400

10	213,300	260,300	292,000	329,200	356,100	390,100	446,900
11	215,000	261,700	293,000	330,900	357,900	391,800	448,500
12	216,600	263,000	294,000	332,500	359,500	393,300	450,000
13	218,200	264,200	295,000	333,900	361,100	395,300	451,600
14	219,900	265,400	296,400	335,600	362,700	397,200	452,900
15	221,600	266,700	297,700	337,200	364,300	399,100	454,200
16	223,400	267,900	298,900	338,800	365,900	401,000	455,400
17	224,600	269,000	300,100	340,300	367,300	402,500	456,700
18	226,200	270,200	301,500	342,000	369,000	404,400	458,000
19	227,900	271,300	302,700	343,700	370,700	406,100	459,300
20	229,400	272,400	303,900	345,300	372,300	407,700	460,600
21	230,900	273,300	305,000	346,700	373,400	409,500	461,800
22	232,600	274,400	306,200	348,500	375,000	410,900	462,600
23	234,200	275,400	307,400	350,200	376,500	412,300	463,400
24	235,900	276,400	308,700	351,800	378,100	413,800	464,200
25	237,500	277,400	310,100	353,100	379,800	415,200	464,900
26	239,200	278,300	311,100	355,000	381,600	416,400	465,500
27	240,600	279,200	312,100	356,800	383,300	417,700	466,100
28	241,900	280,100	313,100	358,400	385,000	418,700	466,700
29	243,200	280,900	314,300	359,900	386,400	419,800	467,400
30	244,400	281,700	315,500	361,600	387,800	421,000	468,200
31	245,500	282,500	316,600	363,200	389,000	422,200	468,600
32	246,600	283,300	317,900	364,800	390,400	423,300	469,400
33	247,700	284,000	319,000	366,600	391,600	424,000	469,900
34	248,700	284,800	320,300	368,400	392,500	424,700	470,300
35	249,600	285,600	321,600	370,300	393,500	425,300	470,700
36	250,600	286,200	323,000	372,100	394,500	426,100	471,100
37	251,600	286,900	324,200	373,700	395,400	426,700	471,500
38	252,500	287,800	325,500	375,100	396,300	427,300	471,800
39	253,500	288,500	326,900	376,500	397,200	427,800	472,100
40	254,300	289,200	328,200	378,000	398,000	428,200	472,400
41	255,100	289,900	329,500	379,500	398,800	428,600	472,700
42	255,800	290,600	330,800	380,300	399,700	428,800	473,100
43	256,400	291,300	332,100	381,200	400,500	429,100	473,400
44	257,100	292,100	333,200	382,200	401,200	429,400	473,700
45	257,800	292,800	334,100	383,200	401,900	429,700	474,000
46	258,400	293,400	335,500	384,300	402,600	430,100	474,300
47	259,000	294,100	336,800	385,200	403,300	430,400	474,600
48	259,600	294,700	338,100	386,200	404,100	430,700	474,900
49	260,100	295,400	339,300	387,200	404,600	430,900	475,200
50	260,700	296,100	340,600	387,900	405,200	431,200	
51	261,400	296,800	341,800	388,600	405,800	431,400	
52	261,900	297,500	343,000	389,200	406,500	431,700	
53	262,300	298,000	344,400	389,600	406,900	431,900	
54	262,700	298,600	345,400	390,200	407,500	432,200	
55	263,000	299,200	346,500	390,800	408,100	432,500	
56	263,300	299,900	347,600	391,600	408,700	432,800	
57	263,600	300,600	348,400	391,900	409,100	433,000	
58	263,900	301,200	349,300	392,600	409,700	433,300	
59	264,200	301,800	350,000	393,300	410,300	433,600	
60	264,500	302,500	350,800	393,900	410,800	433,800	
61	264,800	303,100	351,600	394,200	411,200	434,000	
62	265,100	303,700	352,100	394,700	411,700	434,400	
63	265,400	304,200	352,600	395,400	412,200	434,700	
64	265,800	304,800	353,300	396,000	412,900	434,900	
65	266,100	305,300	354,100	396,300	413,200	435,100	
66	266,400	305,900	354,800	396,900	413,600	435,400	
67	266,700	306,400	355,500	397,600	413,900	435,700	
68	267,000	307,000	356,100	398,200	414,300	435,900	
69	267,300	307,400	356,700	398,600	414,600	436,100	

70	267,600	307,900	357,300	399,100	414,900	436,400		
71	267,900	308,400	357,800	399,800	415,200	436,700		
72	268,200	309,100	358,400	400,300	415,400	436,900		
73	268,500	309,600	358,700	400,800	415,600	437,100		
74	268,800	310,000	359,200	401,400	415,900			
75	269,100	310,300	359,500	401,800	416,200			
76	269,400	310,600	359,900	402,100	416,400			
77	269,700	310,800	360,300	402,500	416,600			
78	270,100	311,100	360,900	403,000	417,000			
79	270,400	311,300	361,400	403,400	417,300			
80	270,700	311,600	361,900	403,800	417,500			
81	271,000	311,800	362,200	404,300	417,700			
82	271,300	312,000	362,600	404,800	418,000			
83	271,600	312,300	363,000	405,200	418,300			
84	271,900	312,500	363,400	405,600	418,500			
85	272,200	312,800	363,700	405,900	418,700			
86	272,500	313,000	364,100	406,400				
87	272,800	313,400	364,500	406,800				
88	273,100	313,700	364,900	407,200				
89	273,400	314,000	365,200	407,500				
90	273,700	314,300	365,600					
91	274,000	314,600	366,000					
92	274,400	314,900	366,400					
93	274,700	315,100	366,600					
94		315,300	366,900					
95		315,600	367,300					
96		316,000	367,600					
97		316,200	367,900					
98		316,500	368,300					
99		316,800	368,700					
100		317,200	369,100					
101		317,400	369,700					
102		317,800	370,100					
103		318,100	370,500					
104		318,400	370,900					
105		318,600	371,400					
106		318,900	371,800					
107		319,200	372,100					
108		319,500	372,400					
109		319,700	372,800					
110		320,000						
111		320,400						
112		320,700						
113		320,900						
114		321,100						
115		321,400						
116		321,900						
117		322,100						
118		322,300						
119		322,600						
120		322,900						
121		323,200						
122		323,400						
123		323,700						
124		324,000						
125		324,300						

備考　この表は、別表第２の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

医療職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	227,000	260,700	300,900	314,600	338,600	382,200	438,700
2	228,900	262,900	301,400	315,100	339,700	384,000	440,900
3	230,700	265,100	301,900	315,600	340,700	385,700	443,200
4	232,500	267,400	302,400	316,100	341,600	387,500	445,300
5	234,200	269,600	302,800	316,600	342,600	389,300	447,300
6	236,200	270,700	303,300	317,100	343,900	391,400	449,200
7	238,000	271,500	303,800	317,800	345,100	393,400	451,000
8	239,800	272,400	304,200	318,200	346,300	395,500	453,000
9	241,500	273,200	304,700	318,700	347,200	397,200	454,700
10	243,400	274,400	305,200	319,200	348,500	399,300	456,400
11	245,400	275,500	305,700	319,800	349,600	401,500	458,200
12	247,300	276,400	306,200	320,300	350,700	403,500	459,800
13	249,200	277,200	306,600	320,700	351,700	405,500	461,200
14	251,200	277,900	307,100	321,300	352,900	407,100	462,500
15	253,300	278,700	307,500	322,100	354,000	409,000	464,100
16	255,300	279,500	308,000	322,700	355,100	410,800	465,800
17	257,400	280,600	308,500	323,300	356,200	412,600	467,500
18	259,400	281,500	309,000	324,200	357,400	414,300	469,200
19	261,600	282,400	309,500	325,000	358,500	416,300	470,700
20	263,600	283,400	309,900	325,900	359,600	418,100	472,100
21	265,500	284,400	310,400	326,800	360,800	419,800	473,300
22	266,800	285,400	310,800	327,700	362,000	421,600	474,600
23	267,900	286,300	311,300	328,600	363,100	423,400	475,900
24	269,000	287,400	311,700	329,400	364,200	425,200	477,500
25	270,200	288,200	312,200	330,200	365,300	426,900	478,500
26	271,000	289,100	312,800	331,100	366,600	428,600	479,100
27	271,900	290,000	313,600	332,000	367,900	430,500	479,800
28	272,700	290,900	314,300	332,900	369,200	432,300	480,400
29	273,500	292,000	315,000	333,600	370,500	433,800	481,300
30	274,200	292,700	315,700	334,700	372,000	435,400	482,100
31	275,000	293,400	316,400	335,900	373,500	436,900	482,900
32	275,700	294,100	317,200	336,900	375,100	438,200	483,700
33	276,500	294,700	318,000	338,000	376,300	439,500	484,400
34	277,100	295,300	318,800	339,000	377,800	440,600	485,100
35	277,700	295,800	319,500	340,200	379,300	441,800	485,800
36	278,200	296,300	320,200	341,300	380,700	443,100	486,700
37	278,900	296,700	320,900	342,400	382,100	444,400	487,500
38	279,600	297,300	321,700	343,600	383,200	445,500	488,300
39	280,300	297,800	322,600	344,700	384,600	446,700	489,000
40	281,000	298,200	323,400	345,800	385,900	448,000	489,700
41	281,700	298,600	324,000	346,600	387,300	449,200	490,600
42	282,300	299,100	324,900	347,800	388,700	450,200	
43	283,100	299,500	325,900	348,900	390,000	451,300	
44	283,700	300,000	326,900	349,900	391,400	452,500	
45	284,500	300,600	327,700	350,800	392,900	453,500	
46	285,200	301,000	328,700	351,700	394,100	454,000	
47	285,900	301,500	329,700	352,800	395,300	454,500	
48	286,500	301,900	330,700	353,800	396,500	454,900	
49	287,000	302,400	331,600	355,000	397,600	455,500	
50	287,600	302,800	332,500	356,300	398,500	456,100	
51	288,000	303,300	333,500	357,600	399,600	456,500	

52	288, 400	303, 800	334, 500	358, 800	400, 500	457, 000
53	288, 700	304, 200	335, 400	359, 700	401, 100	457, 500
54	289, 200	304, 700	336, 300	361, 000	401, 900	457, 900
55	289, 600	305, 200	337, 300	362, 100	402, 700	458, 200
56	290, 000	305, 600	338, 200	363, 400	403, 500	458, 500
57	290, 400	306, 100	339, 200	364, 400	404, 300	458, 900
58	290, 800	306, 800	340, 100	365, 400	405, 000	459, 300
59	291, 100	307, 500	341, 100	366, 500	405, 700	459, 600
60	291, 400	308, 200	342, 000	367, 700	406, 300	459, 900
61	291, 900	309, 000	342, 900	368, 800	406, 900	460, 400
62	292, 300	309, 900	344, 100	370, 100	407, 500	460, 800
63	292, 700	310, 800	345, 300	371, 300	408, 300	461, 100
64	293, 000	311, 500	346, 500	372, 300	408, 900	461, 400
65	293, 300	312, 200	347, 200	373, 300	409, 600	461, 800
66	293, 700	313, 100	348, 400	374, 400	410, 100	462, 200
67	294, 100	314, 000	349, 500	375, 500	410, 700	462, 500
68	294, 400	314, 800	350, 400	376, 600	411, 200	462, 800
69	294, 800	315, 500	351, 500	377, 400	411, 600	463, 200
70	295, 300	316, 400	352, 300	378, 600	412, 200	463, 600
71	295, 700	317, 300	353, 400	379, 700	412, 700	463, 900
72	296, 100	318, 200	354, 500	380, 700	413, 000	464, 200
73	296, 500	319, 100	355, 600	381, 400	413, 300	464, 700
74	297, 000	319, 900	356, 900	382, 200	413, 800	465, 100
75	297, 500	320, 800	358, 000	383, 100	414, 200	465, 400
76	298, 000	321, 700	359, 100	383, 800	414, 500	465, 700
77	298, 500	322, 600	360, 200	384, 400	414, 800	466, 100
78	299, 000	323, 500	361, 400	384, 900	415, 300	466, 500
79	299, 600	324, 500	362, 400	385, 400	415, 800	466, 800
80	300, 000	325, 400	363, 500	385, 900	416, 200	467, 100
81	300, 600	325, 900	364, 400	386, 500	416, 500	467, 500
82	301, 000	326, 800	365, 500	387, 100	417, 000	467, 900
83	301, 500	327, 700	366, 400	387, 600	417, 500	468, 200
84	302, 000	328, 500	367, 400	388, 100	417, 900	468, 500
85	302, 400	329, 300	368, 300	388, 500	418, 300	469, 000
86	302, 800	330, 200	369, 100	388, 900		
87	303, 300	331, 300	370, 000	389, 500		
88	303, 800	332, 300	370, 800	390, 000		
89	304, 200	333, 200	371, 400	390, 300		
90	304, 800	334, 200	372, 000	390, 800		
91	305, 300	335, 300	372, 600	391, 200		
92	305, 800	336, 300	373, 200	391, 500		
93	306, 300	337, 100	373, 700	392, 100		
94	306, 700	337, 800	374, 100	392, 600		
95	307, 200	338, 500	374, 600	393, 100		
96	307, 800	339, 200	375, 000	393, 600		
97	308, 400	339, 700	375, 500	394, 200		
98	309, 000	340, 000	375, 900	394, 700		
99	309, 500	340, 500	376, 400	395, 300		
100	310, 000	341, 100	376, 800	395, 700		
101	310, 400	341, 500	377, 100	396, 300		
102	310, 900	342, 000	377, 600	396, 800		
103	311, 300	342, 600	378, 000	397, 300		
104	311, 700	343, 100	378, 300	397, 800		
105	312, 100	343, 600	378, 700	398, 400		
106	312, 500	344, 100	379, 200	398, 800		
107	312, 900	344, 600	379, 700	399, 300		
108	313, 300	345, 100	380, 200	399, 900		
109	313, 500	345, 500	380, 700	400, 500		
110	313, 800	345, 800	381, 200			
111	314, 000	346, 100	381, 700			

112	314,300	346,400	382,100				
113	314,600	346,700	382,600				
114	314,800	347,100	383,000				
115	315,100	347,400	383,500				
116	315,300	347,800	384,000				
117	315,600	348,000	384,400				
118	315,800	348,300	384,900				
119	316,100	348,600	385,400				
120	316,400	348,800	385,900				
121	316,700	349,000	386,200				
122	317,000	349,300					
123	317,300	349,600					
124	317,700	349,900					
125	317,900	350,100					
126	318,100	350,400					
127	318,400	350,700					
128	318,800	350,900					
129	319,000	351,100					
130	319,300	351,300					
131	319,600	351,600					
132	320,000	351,800					
133	320,200	352,200					
134	320,500	352,600					
135	320,800	353,000					
136	321,100	353,400					
137	321,300	353,700					
138	321,600	354,100					
139	322,000	354,500					
140	322,300	354,900					
141	322,500	355,200					
142	322,800	355,600					
143	323,200	355,900					
144	323,500	356,300					
145	323,700	356,700					
146	323,900	357,100					
147	324,200	357,500					
148	324,500	357,900					
149	324,700	358,200					
150	324,900	358,600					
151	325,200	359,000					
152	325,500	359,400					
153	325,900	359,700					
154	326,200						
155	326,400						
156	326,700						
157	327,000						
158	327,300						
159	327,600						
160	327,900						
161	328,300						
162	328,600						
163	328,900						
164	329,200						
165	329,600						
166	329,900						
167	330,200						
168	330,600						
169	331,000						

備考　この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連

合長が定めるものに適用する。

第２条　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「管理職手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第10条の次に次の１条を加える。

（第二種初任給調整手当）

第10条の２　新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第５条第３項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第６条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（広域連合長が規則で定める職員にあっては、広域連合長が規則で定める額）並びにこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げた額（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して広域連合長が規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から広域連合長が規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

２　第二種初任給調整手当の月額は、広域連合長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして広域連合長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し

必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

第15条第２項第２号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「６万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて広域連合長が規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第７項を同条第８項とし、同条第６項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として広域連合長が規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第５項とし、同条第３項中「及び前項第２号」を「、第２項第２号」に、「額の」を「額及び前項第１号に定める額の」に、「同項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が広域連合長が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号及び第７項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（広域連合長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で１か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として広域連合長が規則で定める額

⑵　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

第20条第２項中「、６月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第23条第２項中「、６月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第29条中「管理職手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

（愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第３条　愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関す

る条例(令和２年広域連合条例第１号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第３条関係)

基準報酬表

	行政職	医療職
号給	報酬月額	報酬月額
1	200,400円	227,000円
2	205,000円	234,200円
3	211,600円	241,500円
4	218,200円	249,200円
5	224,600円	257,400円
6	230,900円	265,500円
7	237,500円	270,200円
8	243,200円	273,500円
9	247,700円	276,500円
10	251,600円	278,900円
11	255,100円	281,700円
12	257,800円	284,500円
13	260,100円	287,000円
14	262,300円	288,700円
15	263,600円	290,400円
16	264,800円	291,900円
17	266,100円	293,300円
18		294,800円
19		296,500円
20		298,500円

附　則

(施行期日等)

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（次項において「第１条改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員報酬等条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

(給与の内払)

３　第１条改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正後の給与条例の規定によ

る給与の内払とみなす。

（報酬、期末手当及び勤勉手当の内払）

4　改正後の会計年度任用職員報酬等条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬、期末手当及び勤勉手当は、改正後の会計年度任用職員報酬等条例の規定による報酬、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（経過措置の規則への委任）

5　前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、広域連合長が規則で定める。

議案第５号

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月 13 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和７年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第６号）により改正された広域連合職員等の旅費の規定に併せ、特別職の職員で非常勤のものの費用弁償の規定を整理するために必要な条例の改正を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その」を「の規定により支給する旅費の」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年２月13日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

提案理由

現行の保険料の賦課額を「基礎賦課額」とし、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額を「子ども・子育て支援納付金賦課額」として新設するとともに、それらの保険料率及び賦課限度額等を定めるために必要な条例の改正を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第１項第１号イの基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第２項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

３　第１項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第６条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第１項中「前条に規定する」を「前条第２項の」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)」を「令」に改め、「率（以下」の次に「この条、第８条及び第９条において」を加え、同項ただし書中「の賦課額」を「の基礎賦課額」に、「当該賦課額」を「当該基礎賦課額」に、「規定する」を「定める」に改め、同項第１号中「規定する」を「定める」に改め、同条第２項中「「雑損失の金額に係る部分」」を「雑損失の金額に係る部分」に改め、同条第３項中「に規定する」を「の」に改める。

第７条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第１項中「第５条に規定する」を「第５条第２項の基礎賦課額の」に改め、同条第２項中「に規定する」を「の」に改める。

第８条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に改め、同条中「所得割率」を「第５条第２項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第９条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に改め、同条中「令和６年度及び令和７年度」を「令和８年度及び令和９年度」に、「0.1113」を「0.1048」に改める。

第10条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎賦課額の被保険者均等割額」に改め、同条中「令和６年度及び令和７年度」を「令和８年度及び令和９年度」に、「53,438円」を「56,130円」に改め、同条の次に次の５条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額）

第10条の２　第５条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の４及び第10条の５において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第５条、この条本文及び次条から第10条の６までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第11条の２に定める賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、省令の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1)　第13条の２第２号に定める所得割総額

(2)　被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

２　前項の場合における地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

３　第１項の所得割率に小数点以下第４位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

４　第１項の規定により算定した所得割額に１円未満の端数があるときは、

これを切り上げる。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額）

第10条の３　第５条第３項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の２第２号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の数の合計の見込数で除して得た額とする。

２　前項の被保険者均等割額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第10条の４　第５条第３項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率）

第10条の５　令和８年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.0025とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額）

第10条の６　令和８年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,362円とする。

第11条を次のように改める。

（基礎賦課額の賦課限度額）

第11条　第５条第１項の基礎賦課額は、85万円を超えることができない。

第11条の次に次の１条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額）

第11条の２　第５条第１項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、２万1,000円を超えることができない。

第13条の見出しを「基礎賦課総額」に改め、同条各号列記以外の部分中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条第１号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同号イ中「執行に要する費用」の次に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「の額」の次に「（法第95条第２項に規定する子ども・子育て支援納

付金の額の見込額の120分の１に相当する額を除く。）」を加え、同条第２号中「に規定する」を「の」に、「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第３号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第13条の２　法第104条第２項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第５条、第10条の２から第10条の６まで及び第11条の２の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

⑴　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第１号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ　法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第２項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の１に相当する額を除く。）の合計額

⑵　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

第15条第１項第１号中「第18条第４項第１号」を「第18条第５項第１号」に改め、同項第２号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第３号中

「56万円」を「57万円」に改める。

第21条中「保険料の所得割額」を「第５条第２項の基礎賦課額及び同条第３項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年度以後の年度分の保険料について適用し、令和７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和８年度及び令和９年度における保険料の減免の特例）

３　広域連合長は、令和８年度及び令和９年度の改正後の条例第15条第１項第１号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（改正後の条例第５条第２項の基礎賦課額の被保険者均等割額に限る。以下この項において同じ。）は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の２を乗じて得た額を減ずることができる。

議案第７号

令和８年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和８年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,321,582 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の最高額は、20,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和８年２月 13 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,902,638
	1 負担金	1,902,638
2 国庫支出金		281,197
	1 国庫補助金	281,197
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		1
	1 特別会計繰入金	1
5 繰越金		130,000
	1 繰越金	130,000
6 諸収入		7,745
	1 預金利子	129
	2 雑入	7,616
歳入合計		2,321,582

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		4,443
	1 議会費	4,443
2 総務費		1,188,953
	1 総務管理費	1,188,699
	2 選挙費	38
	3 監査委員費	216
3 民生費		1,127,185
	1 社会福祉費	1,127,185
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		2,321,582

議案第８号

令和８年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

令和８年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,096,114,782千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の３第２項の規定による一時借入金の最高額は、24,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第292条において準用する同法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和８年２月13日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　広　沢　一　郎

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 市町村支出金		231,457,233
	1 市町村負担金	231,457,233
2 国庫支出金		321,759,539
	1 国庫負担金	252,696,826
	2 国庫補助金	69,062,713
3 県支出金		88,827,417
	1 県負担金	88,827,416
	2 県財政安定化基金支出金	1
4 支払基金交付金		434,147,785
	1 支払基金交付金	434,147,785
5 特別高額医療費共同事業交付金		1,276,380
	1 特別高額医療費共同事業交付金	1,276,380
6 財産収入		27,402
	1 財産運用収入	27,402
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		721
	1 一般会計繰入金	720
	2 基金繰入金	1
9 繰越金		17,400,000
	1 繰越金	17,400,000

（単位：千円）

款	項	金額
10 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
11 諸収入		1,218,303
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	42,871
	3 雑入	1,175,430
歳入合計		1,096,114,782

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 保険給付費		1,073,963,209
	1 療養諸費	997,590,979
	2 高額療養諸費	72,989,398
	3 その他医療給付費	3,382,832
2 県財政安定化基金拠出金		1
	1 県財政安定化基金拠出金	1
3 特別高額医療費共同事業拠出金		1,232,466
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	1,232,466
4 支払基金拠出金		4,915,584
	1 支払基金拠出金	4,915,584
5 保健事業費		5,562,659
	1 健康保持増進事業費	5,562,659
6 基金積立金		10,207,421
	1 基金積立金	10,207,421
7 公債費		43,189
	1 公債費	43,189
8 諸支出金		190,252
	1 償還金及び還付加算金等	190,251
	2 繰出金	1
9 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		1,096,114,782